平成２３年（フ）第３５１７号
札幌市東区伏古２条３丁目２番18号
債務者　小林　未果
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４４号
札幌市清田区北野３条２丁目12番25号　三高マンション305号
債務者　大利　幸代（旧姓赤池）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１９号
札幌市白石区北郷３条７丁目３番15号　プリマベーラ北郷Ⅱ―203号
債務者　沢村千鶴子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
札幌市北区新琴似10条５丁目１番１号　第１小林マンション５号
債務者　星　百合子（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
札幌市豊平区平岸３条８丁目２番22号　酒井マンション303号
債務者　清水　万喜（旧姓角）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
札幌市清田区真栄２条１丁目５番64号　真栄ガーデンヒルズＡ―107号
債務者　菊地　貴姫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
札幌市北区北23条西５丁目１番５―206号
債務者　朱田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３号
札幌市白石区本郷通７丁目南２番３―101号
債務者　早坂　愛美（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
岩手県北上市里分７地割79番地１　シティハイム北上Ａ―103号、前住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根仮屋25番地15
債務者　佐藤　憲彦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５１４号
埼玉県行田市城西５丁目３番40号
債務者　西川　雅樹
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２号
埼玉県行田市忍２丁目12番16号
債務者　今井　　要
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５号
埼玉県比企郡小川町大字増尾235番地
債務者　武冨　久江
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５６号
千葉県山武市白幡2082番地２　サンハイツ白幡206号
債務者　中山　徳仁
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５号
岐阜県恵那市大井町405番地６　的ヶ屋敷アパート北館202号、従前の住所岐阜市市ノ坪町５丁目８番地１　エクセランス岐阜西202号室
債務者　深澤　昌志
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３号
京都府福知山市字堀2404番地　市営宮ノ下団地301号
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
福島県会津若松市館脇町１番48号　岡村ハイツ21号、前住所福島県会津若松市本町５番33号
債務者　五十嵐眞喜子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜1896番地の２
債務者　渡邊　　啓
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部